

付属資料

1	計画策定の流れ.....	197
2	計画策定のための基礎調査等.....	199
3	用語解説	201

1 計画策定の流れ

(1) 策定経過

計画の策定にあたっては、障害者ご本人や家族、障害者団体、委託支援事業所等からのアンケートやヒアリング、パブリックコメントなどにより収集した意見を踏まえ、障害福祉を巡る現状や今後の方向性などについて検討し、計画素案を作成の上、柏市自立支援協議会及び柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会において、専門的見地から審議を行い、計画策定を進めました。

		柏市健康福祉審議会	柏市自立支援協議会	その他
2019年度	4月			
	5月			策定支援業務委託にかかる公募型プロポーザル選定委員会
	6月		運営会議①24日	
	7月	分科会①18日	全体会①3日	
	8月			アンケート調査 (8/30～9/27)
	9月			
	10月	分科会②24日	運営会議②2日,全体会②16日	委託相談支援事業所ヒアリング(10/30～11/1) 障害福祉関係団体ヒアリング(11/25～11/29)
	11月			
	12月		運営会議③20日,全体会③26日	
	1月		運営会議④24日	一般市民向けアンケート(1/15～1/22) ひきこもりが疑われる障害者に係るヒアリング(1/22～1/31)
	2月	分科会③20日	全体会④3日	
	3月			
2020年度	4月			
	5月			
	6月	分科会①26日(諮問)	運営会議①12日(計画策定会議,書面),運営会議②17日(書面),全体会①23日	
	7月	分科会②16日	運営会議③8日,全体会②22日	
	8月	分科会③6日		
	9月			
	10月	分科会④22日	運営会議④8日(計画策定会議),運営会議⑤30日	
	11月	分科会⑤19日	全体会③11日	
	12月			パブリックコメント (12/16～1/15)
	1月		運営会議⑥28日(WEB)	
	2月	分科会⑥18日(答申)	全体会④3日	
	3月			

(2) 柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会

① 委員名簿

(会長・副会長を除き五十音順)

氏名 (敬称略)	所属	備考
松浦 俊弥	淑徳大学	会長
小柴 明人	千葉県立柏特別支援学校	副会長
秋元 学	社会福祉法人桐友学園	
小松 幸子	柏市議会議員	
鈴木 美岐子	社会福祉法人柏市社会福祉協議会	
寺本 妙子	開智国際大学	
中村 佳弘	柏市薬剤師会	
古田 達之	柏市医師会	
細田 智子	柏市中心身障害者福祉連絡協議会	
渡部 利一	柏市視覚障害者協会	
尼崎 玲子	柏青会 (青和園家族会)	任期:2020年5月1日~2021年3月31日 (臨時委員)
齋藤 暁子	柏青会 (青和園家族会)	任期:2020年5月1日~2021年3月31日 (臨時委員)

② 審議経過

	日程・場所 (方法)	議事
第1回	2020年6月26日 (木) 書面開催	●諮問 ●ノーマライゼーションかしわプラン骨子案について
第2回	2020年7月16日 (木) ウェルネス柏4階 研修室	●ノーマライゼーションかしわプラン令和元年度実績について
第3回	2020年8月6日 (木) ウェルネス柏4階 研修室	●次期ノーマライゼーションかしわプランの重点施策について
第4回	2020年10月22日 (木) 柏地域医療連携センター1階 研修室	●次期ノーマライゼーションかしわプランについて (柱2, 柱4) ●障害福祉計画及び障害児福祉計画案について
第5回	2020年11月19日 (木) ウェルネス柏4階 研修室	●次期ノーマライゼーションかしわプラン (柱1, 柱3) 及び全体の素案について
第6回	2021年2月18日 (木) WEB 開催	●パブリックコメントの実施結果について ●次期ノーマライゼーションかしわプランについて ●次期ノーマライゼーションかしわプラン概要版について ●答申

2 計画策定のための基礎調査等

(1) アンケート調査

① 障害者計画策定のためのアンケート調査

本調査は、ノーマライゼーションかしわプラン 2021（第4期柏市障害者基本計画（前期計画）、第6期柏市障害福祉計画、第2期柏市障害児福祉計画）の策定のため、障害者手帳所持者や障害関係団体所属者等の実情やニーズを把握し、計画策定の参考として活用することを目的に実施しました。

種類	対象者	人数
身体障害	身体障害者手帳所持者から無作為抽出	645
知的障害	療育手帳所持者から無作為抽出	544
精神障害	自立支援医療（精神通院）受給者及び精神保健福祉手帳所持者から無作為抽出	712
難病患者	特定疾病療養者見舞金受給者から無作為抽出	609
子ども	児童発達支援センター通園者	115
	特別支援学校及び市内小・中学校特別支援学級通学者から無作為抽出	385
障害関係団体	市内障害者関係団体会員に配布	468
	合計	3,472
	回収数	1,861
	回収率	53.6%

② 一般市民向けアンケート

不特定多数の市民及び柏市職員を対象に、障害当事者及び関係者のみならず、一般の方の障害福祉に関する意識を把握することを目的として実施しました。

(2) 各種ヒアリング調査

① 障害福祉関係団体ヒアリング

アンケート調査からは見えてこない障害者の日常生活においての問題点や、当事者団体及び家族会等が抱えている課題を把握することを目的として実施しました。

対象団体は次のとおりです。

- 柏市肢体不自由児（者）を育てる会
- 柏市視覚障害者協会
- 柏市手をつなぐ育成会
- 柏市自閉症協会
- 柏市聴覚障害者協会
- 精神障害者家族会よつば会
- 柏市身体障害者福祉会
- 東葛菜の花「高次脳機能障害者と家族の会」
- 千葉県中途失聴者・難聴者協会柏地区会

② 委託相談支援事業所ヒアリング

市内の委託相談支援事業所（5事業所）を対象に、アンケート調査からは見えてこない相談支援事業所の困り感、支援をする当事者等のニーズや事業所の課題を把握することを目的として実施しました。

③ ひきこもりが疑われる障害者に係るヒアリング

市内委託相談支援事業所や支援に携わる関係機関を対象に、一定期間、趣味等を除いて外出していないひきこもりが疑われる障害者の状態について把握することを目的として実施しました。

(3) パブリックコメント

ノーマライゼーションかしわプラン 2021 の策定にあたり、市民の意見及び提案を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

① 実施期間

2020年12月16日から2021年1月15日（31日間）

② 実施結果

意見提出4人、計7件

3

用語解説

あ行	
ICT（アイシーティー）	Information and Communication Technology の略。IT（情報技術）の概念をさらに一歩進め、IT に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、情報通信技術を指す。
アクセシビリティ	さまざまな製品、建物やサービスへのアクセスのしやすさ、接近可能性などの度合いを示す言葉。転じて、障害者などのさまざまな閲覧環境への対応性を指す。
育成医療	身体に障害のある子どもの健全な育成を図るため行われる、生活能力を得るために必要な医療。自立支援医療の一種として位置付けられている。
一般就労	雇用契約を結んで企業へ就職する通常の雇用形態を指す。一般就労では労働基準法や最低賃金法が適用される。
医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、痰（たん）の吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害のある子ども。
インクルーシブ教育	障害の有無にかかわらず、子どもたちが共に学ぶ教育。障害のある児童生徒が教育制度一般から排除されず、地域において教育の機会が与えられ、個人に必要な「合理的配慮」が提供される教育。障害者権利条約の教育の条項（第 24 条）に基づく理念。
NPO（エヌピーオー）	1998 年 12 月 1 日から施行された「特定非営利活動促進法（NPO 法）」に基づいて法人格を取得した民間非営利団体のこと。
か行	
柏市防災福祉 K-Net（ケーネット）	避難行動要支援者と支援者のネットワークの総称で、避難行動要支援者の登録制度を中核とする。
基幹相談支援センター	障害者及びそれに準じる方を対象とする地域の相談支援の拠点として、一般的な相談のほか、困難ケースへの対応、虐待防止、人材育成、ケアプラン（サービス等利用計画）の内容確認等を行うセンターのこと。
機能訓練	医療的リハビリテーションを終了した方を対象に、日常動作など日々の周辺環境への適応や、本人への動機づけ等を主な目的として、保健センターなどの公共施設を利用して実施する訓練。
救急医療情報キット	かかりつけ医や持病などの救急医療情報を専用の用紙に記入し、筒状の容器に入れて冷蔵庫に保管しておくことで、救急隊が救急活動中に必要と判断した時に、救急医療情報キットの情報を迅速な救急活動に役立てるもの。

共生型サービス	介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供するため、介護保険法、障害者総合支援法及び児童福祉法のいずれかに規定する居宅・日中活動系サービスの指定を受けている事業所が、他の2法に規定する当該サービスに相当する居宅・日中活動系サービスの指定を受けやすくする特例を設けたもの。
強度行動障害	激しい他害、自傷、多動など、生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻繁に示し、日常の生活に困難を生じている状態。
グループホーム	病気や障害などで自立した日常生活が困難な方たちが、専門スタッフ等の援助を受けながら少人数で協働して地域社会に溶け込んで生活する居住形態。利用者間の支え合いやスタッフの援助により自立して生活する力の維持・向上を目指す。
ケアマネジメント	障害者（子どもを含む）とその家族の意向を踏まえ、地域で豊かに暮らすための支援ができるよう、各種サービスを的確に提供し、地域における生活の支援を行う社会福祉援助技術。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
高次脳機能障害	脳血管疾患や交通事故などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの障害。外見上は障害が目立たないため、周囲に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できなかったりすることもある。
更生医療	身体に障害のある方の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療。自立支援医療の一種として位置付けられている。
工賃	主に就労継続支援B型事業所及び他の生産活動を行う通所系障害福祉サービス事業所（障害者支援施設での日中活動の場を含む）で生産活動に従事する利用者に支払われるもの。生産活動に係る事業の収入から、生産活動に係る必要な経費を差引いた額に相当する金額が工賃として利用者に支払われる。
合理的配慮	障害者が他者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。
さ行	
サービス等利用計画	障害者の心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の意向等を勘案して、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容等を定める計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

児童発達支援センター	地域の障害のある子どもに対して、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練を行う通所施設。市町村ごとに1か所以上かつ概ね10万人に1か所以上の設置基準が設けられている。
市民後見人	成年後見制度利用者の親族以外の第三者で、弁護士や司法書士などの専門職後見人以外の第三者後見人のこと。成年後見制度の普及に伴い、市民後見人への支援・指導や家庭裁判所、自治体との連携体制が一層求められている。
社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された福祉専門職の国家資格。身体上もしくは精神上障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言・指導その他の援助を行う。
重症心身障害	障害の種別にかかわらず2つ以上の障害のある「重複障害」とは異なり、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複する場合に限って使われる名称。
障害支援区分	障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、市町村が障害福祉サービスの種類や量を決定する際に参考にしている。市町村が、必要とされる支援の度合が最も低い「非該当」から順に「区分6」までの各区分に認定する。
障害者基本法	障害者の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とする法律（1993年施行）。
障害者虐待防止センター	障害者への虐待に対応する窓口として、虐待に関する通報や届出の受理、相談・指導、虐待防止に関する啓発活動等を行うセンターのこと。
障害者雇用促進法	正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」で、障害者の雇用の促進について定めている。
障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、障害を理由とする差別の解消の推進について定めている。
障害者週間	毎年12月3日から12月9日までの1週間。国民の間に広く障害福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としている。2004年6月の障害者基本法の改正により、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。

障害者就業・生活支援センター	就業や職場への定着が困難な障害者を対象として、身近な地域で雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びそれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。
障害者総合支援法	2006年に成立した障害者自立支援法が、2012年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改称されたもの。
障害者優先調達推進法	正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」で、障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めている。
ジョブコーチ (職場適応援助者)	障害者が職場への適応を図れるように支援する方、またはその制度のことをいう。障害者の職場への適応を直接支援だけでなく、事業主や同僚、家族への助言、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善なども行う。
自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスで、身体障害者向けの「機能訓練」と、知的、精神障害者を想定した「生活訓練」とに分かれる。
自立支援協議会	地域における障害者の生活を支えるため、相談支援事業を始めとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の参加により市町村が設置・運営するもの。
自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神通院医療、更生医療、育成医療が含まれる。
自立支援医療 (精神通院)	精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行う制度。
身体障害者手帳	身体に障害のある方が、その更生のために必要な保護を行い、さらに自ら進んでその障害を克服し、社会経済活動に参加することができるように援助することを目的とした手帳。
精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障害の状態にあることを証する手段となり、交付を受けた方に対し、各方面の協力を得て各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とした手帳。
精神保健福祉士	精神保健福祉法に基づく精神障害者の社会復帰に関する専門職の国家資格。専門的知識及び技術をもって、社会復帰に関する相談・助言・支援等を行う。

成年後見制度	知的障害や精神障害、発達障害、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない方を保護・支援する制度。財産の管理やサービス利用などの契約、遺産分割の協議などをサポートする。
相談支援専門員	計画相談支援及び地域相談支援等を行う事業所において配置が義務付けられる職員。相談支援専門員として業務に従事するためには、法令に定める研修の履修及び実務経験が必要となる。
た行	
地域活動支援センター	障害者等が通い、創作的活動や生産活動、社会との交流など多様な活動を行う場。
地域共生社会 (共生社会)	全ての人々が一人一人の暮らしと生きがいを、共に創り、高め合う社会。または困難を持つあらゆる方を地域で支えるための仕組みを目指す考え方。
地域生活支援事業	指定障害福祉サービスなどとは別に、障害者総合支援法第 77、78 条の規定に基づいて市町村、都道府県が行う事業で、「必須事業」と「任意事業」を含む。
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスを継ぎ目なく連続的かつ包括的に日常生活圏域で提供をしていく仕組み。
地域包括支援センター	高齢者に関する総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護等を行う市町村が設置する機関。他の行政機関、保健所、医療機関等との制度横断的な連携により、高齢者等の住み慣れた地域での暮らしを支援している。
千葉県障害者就労事業 振興センター	障害者が地域で働き、自立した生活を営める社会を実現するため、福祉作業所・授産施設の授産事業の活性化を進め、障害福祉の向上を図ることを目的として 2005 年 9 月に設立された NPO 法人。千葉県、千葉市、船橋市、柏市から「福祉作業所等の機能を強化する事業」を受託し、地域活動支援センターなどの事業振興と障害者の自立に向けたさまざまな支援を行っている。
チャレンジドオフィス かしわ	一般企業等で働く意欲があるものの、なかなか就労に結び付かない市内障害者を対象に、会計年度任用職員として雇用し、就労スキルの向上や勤怠の安定を図ることにより、一般企業等への就労を円滑に行えるようにする事業。
点訳奉仕員	所定の講習を受けて点訳の技術を習得し、視覚障害者のために点字図書の作成などをする方。

特別支援教育	従来の「特殊教育」から転換された新しい教育制度で、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取組を支援するという視点に立ち、一人一人の必要に応じて能力を高め生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。
な行	
難病	原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがあったりする病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。具体的には「筋萎縮性側索硬化症（ALS）」「潰瘍性大腸炎」「網膜色素変性症」「全身性エリテマトーデス」「ベーチェット病」「脊髄小脳変性症」「悪性関節リウマチ」「パーキンソン病」などが挙げられる。
日常生活自立支援事業	知的障害や精神障害、発達障害、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない方について、地域での生活を営むのに不可欠な福祉サービスの利用等を援助する事業。
NET119	聴覚や言語機能に障害者が、スマートフォン等により、音声によらず 119 番通報をするシステム。Web119 の通報場所特定機能やチャット機能等を向上させたもの。
ネットワーク	各主体を網の目のように結び、つなぐこと。サービス提供においては「サービス提供主体間の情報交換を促し、情報の共有化を図るとともに、協力・連携体制を構築すること」を意味する。
ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会こそが当たり前（ノーマル）であるという考え方。
は行	
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。
発達障害者支援センター	発達障害者支援法に基づき自閉症等の特有の発達障害を有する障害者及びその家族等を総合的に支援するために設置された支援拠点で、発達障害者及びその家族等からの相談に応じるとともに、関係者の研修や関係機関等との連携等により地域の総合的な支援体制づくりの役割を担っている。千葉県では相談窓口を千葉市及び我孫子市の2か所に設置している。

<p>バリアフリー</p>	<p>社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア=Barrier）となるものを除去（フリー=Free）するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去すること。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。</p>
<p>ハローワーク</p>	<p>ハローワーク（公共職業安定所）とは、国が所管する職業紹介事業を行う機関。無料で職業紹介や就職支援のサービスを行っている。このほか、雇用保険に関する各種の手当や助成金の支給、公共職業訓練の斡旋、職業安定関係の業務なども行っている。</p>
<p>ピアサポート</p>	<p>障害者自身が、自らの体験に基づいて、他の障害者の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動。また、この活動をする方を「ピアサポーター」という。相談に力点を置く「ピアカウンセリング」も類似の概念。</p>
<p>ヒアリングループ</p>	<p>磁気発生装置と補聴器の併用により聴覚障害者を支援する方法。マイクで拾った音声を大きな輪（ループ）にしたコードに流して磁気を発生させ、そのループコードの範囲内であれば、ヒアリングループ対応の補聴器により音声を聞くことができる。</p>
<p>避難行動要支援者</p>	<p>要配慮者のうち、災害発生時又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑で迅速な避難のため、特に支援が必要な方。</p>
<p>ファックス 119</p>	<p>聴覚や言語機能に障害のある方が、文書により、音声によらず119番通報をするシステム。何らかの事情により会話ができない場合の通報にも利用できる。</p>
<p>福祉教育推進校</p>	<p>児童・生徒の福祉意識の醸成、福祉活動の普及・促進を図るため、他のモデルとなる福祉教育を実践する小・中・高等学校を指定して、その活動を支援する取組。推進校の指定は県社会福祉協議会長の推薦により知事が行い、指定期間は3年間となっている。</p>
<p>福祉タクシー</p>	<p>スロープ板やリフトを利用して、高齢者や障害者が車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことができるタクシーの総称。</p>
<p>福祉的就労</p>	<p>生産活動に参加することを目的とする就労であり、労働法規が適用されないものをいう。賃金ではなく「工賃」が支払われ、法的には労働契約に基づく労働者として認められていない。</p>

福祉避難所	市町村が災害時に、一般の避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスを必要とする方を一時的に受け入れ、保護するための施設で、社会福祉施設などが指定される。
ペアレントトレーニング	親は自分の子どもに対して最良の治療者になることができるという考えに基づき、親に子どもの養育技術を身につけてもらうトレーニング。
ペアレントメンター	発達障害のある子どもを育てた経験を持つ親で、その経験を生かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う。
ペアレントプログラム	ペアレントトレーニングと同義。
ヘルプカード	障害等により、支援や配慮を必要としているが外見から分からない方などが、周囲の方に支援等を必要としていることを知らせるためのもの。
ま行	
盲ろう者向け通訳	手話を始めとして、蝕手話、点字を応用したものなど、さまざまな方法で通訳を行うこと。盲ろう者は、視覚と聴覚の両方に障害があり、視覚及び聴覚の障害の程度や生育歴、他の障害との重複の仕方等によって多様なコミュニケーション方法が必要とされている。
や行	
要配慮者	障害者のほか、乳幼児、高齢者、外国人など、防災対策を進める上で特に配慮を必要とする方のこと。災害対策基本法により定義されている。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた子どもを始めとする保護を要する子どもに関する情報の交換や支援を行うための協議を行う場で、各市町村が設置している。
要約筆記	話し手の話す内容をつかみ、それを筆記して聴覚障害者に伝えること。大規模な会議等においては、手書きした原稿を OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）でスクリーンに投影したり、パソコンを使用して作成した画面をプロジェクタで投影したりする方法が用いられている。
ユニバーサルデザイン	特定の年齢・性別・国籍・心身状態の方を対象とするのではなく、どのような方でも利用することができる施設や製品を計画・設計すること。
ら行	
ライフサポートファイル	発達障害がある子どもの行動の特性や発達の記録などの情報を記録するもの。医療・福祉・教育などの関係機関で情報共有を円滑にするためのもの。本市では「柏市サポートファイル」という。

ライフステージ	人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階をいう。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・死など、それぞれの段階に応じた節目となる出来事を経験する。また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などが見られる。
療育	障害児について、早期に適切な治療等を行い、障害の治癒や軽減を図りながら育成すること。
療育手帳	知的障害者に対して一貫した相談を行うとともに、知的障害者に対する各種の援助措置を受けやすくすることを目的とした手帳。
レスパイト	「息抜き」「休息」の意味。
朗読奉仕員	所定の講習を受けて朗読の技術を習得し、視覚障害者のために声の図書（録音テープ）の作成や対面朗読などをする方。